しょう りゅう さべっ かいしょう すいしん 障がいを理由とする差別の解消の推進に

かん そうまししょくいんたいおうようりょう 関する相馬市職員対応要領

しょうさいばん

れいわ ねん がつ にち 令和6年4月1日 そ う ま し 相 馬 市

だい じょう しゅし 第1条 趣旨

この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年 法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定。以下「基本 表述のの解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定。以下「基本 方針」という。)に即して、法第7条に規定する事項に関し、市長部局、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局に属 する職員(以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めるもの とする。

であるう しょうがい りゅう さべっ かいしょう すいしん かん ほうりつ ばっすい 【参考:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(抜粋)】

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

- 第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として は3がいしででは、ない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を 侵害してはならない。

での で で で で うりてき はいりょ て 必要かつ 合理的な配慮をしなければならない。

ちほうこうきょうだんたいとうしょくいんたいおうようりょう (地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7 しよう まてい よこう かん とうがいちほうこうきょうだんだい きかんおよ ちほうどくりつぎょうせいほうじん 条 に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の 職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第4条において 「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

だい じょう ふとう さべってきとりあつか きんし第2条 不当な差別的取扱いの禁止

職員は、法第7条第1項に規定するとおり、市の事務又は事業を行うに当たり、 障がい(身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(難病等により起因する障がいを含む。)をいう。以下同じ。)を理由として、障がい者(障がい及び社会的障壁により地続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態である者をいう。以下にじょうない。数ない。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

リゅういじょう しょう しゃ はんい 【留意事項① 障がい者の範囲】

はうがいときほんほうだい じょう きてい 障害者基本法第2条に規定する障がいである者をいい、いわゆる障がい者手帳 の所持者に限らない。

「障害者基本法 第2条〕 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、 とうがいかくごう さだ それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む。) その他の心身の機能の障害 (以下「障害」と総称する。) がある者であって、障害及びとないできょうできょうでは、はないできょうできない。 といばん できなび とないできょう とない はいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう ないばん を受ける は会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける 状態にあるものをいう。

りゅういじこう ふとう さべってきとりあつか きほんてき かんが かた 【留意事項② 不当な差別的取扱いの基本的な考え方】

法は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、前・サービスや 各種機会の提供を拒否する文は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の 権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器 等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を 理由として行われる不当な差別取扱いも、障がいを理由とする不当な差別的 取扱いに該当する。

また、障がい者の事実上の平等を促進し、文は達成するために必要な特別の措置は不当な差別的取扱いではない。したがって、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障がい者に対する合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、問題となる しまります。 事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より 不利に扱うことであり、その点に留意する必要がある。

りゅういじこう せいとう りゅう はんだん してん 【留意事項③ 正当な理由の判断の視点】

正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がいを理由として、散・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

正当な理由に相当するか否かについては、具体的な検討をせずに正当な理由を
が、だいかいとく
拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障がい者、
だいさんしゃ けんりりえき (例:安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等)及び事務
また しきょう からでは、ないよう きゅう かんてん かんが み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を丁寧に 説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、職員と障がい者 の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

りゅういじこう ふとう さべってきとりあつか れい 【留意事項④ 不当な差別的取扱いの例】

正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な 理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は以下のと おりである。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに でいるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案

ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、正当な理由があり、またうなきのものであること、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。

- ●正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例
 - ・障がいがあることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。
 - ・ 瞳がいがあることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。
 - ・障がいがあることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレット でいきょうとう こば しりょうとう かん ひつよう せつめい はぶ の提供等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。
 - ・障がいがあることを理由として、一律に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
 - ・事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいを理由に、 ・事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいを理由に、 ※対ちょうの際に付添者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないに もかかわらず、障がいを理由に付添者の同行を拒む。

 - ・業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障がい者でない者とは異なる場所での対応を行う。

- ・障がいがあることを理由として、障がい者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げる。せつぐう
- ●正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例
 - ・実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障がい特性のある障がい者に対し、当該実習とは別の実習を せってい 設定する。(障がい者本人の安全確保の観点)
 - ・車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護するための対応を行う。(行政機関の損害発生の防止の観点)
 - ・行政手続を行うため、障がい者本人に同行した者が代筆しようとした際に、 ひつような難囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がい者本人に対し障がいの 必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がい者本人に対し障がいの はいりましている。 (障がい者本人の手続の意思等を確認する。(障がい者本人の損害発生の防止 の観点)

だい じょう ごうりてきはいりょ ていきょう 第3条 合理的配慮の提供

職員は、法第7条第2項に規定するとおり、市の事務又は事業を行うに当たり、 障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった 場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を 侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じ て、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」 という。)の提供をしなければならない。

りゅういじこう ごうりてきはいりょ きほんてき かんが かた 【留意事項① 合理的配慮の基本的な考え方】

障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条において、 「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的 という。)第2条において、 「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的 という。)第2条において、 「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的 という。 「表表の人間であることを確保するための必要かつ適当な変更及び調整 であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した文は 過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その じまりまた。 しぎょう おこな 事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的 障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に となるないよう、 社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。障がい者が受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の参え方を踏まえたものであり、合理的配慮は、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が値々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う資担が過重でないものである。

合理的配慮は、事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で 本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において によらいの機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・ 機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や とようます。ただして異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置 かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、 下記の留意事項③「過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替 *措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的 な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。建設的対話に当たっては、障がいな な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。建設的対話に当たっては、障がいな な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。建設的対話に当たっては、障がいた。 *者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障がいた。 者と職員が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが 重要である。例えば、障がい者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている 対策や、当該行政機関として対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的 対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な が応に資すると考えられる。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢 の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障が い者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との かんけいせい ちょうき には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する りんきょう である。 なんきょう である。

りゅういじこう いし ひょうめい 【留意事項② 意思の表明】

意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する 監視を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大 文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、 に対するが他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを 含む。)により伝えられる。

なお、意思の表明が困難な障がい者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

りゅういじこう かじゅう ふたん きほんてき かんが かた 【留意事項③ 過重な負担の基本的な考え方】

がより、ふたん かくだいかいとく 過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなど して法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的 場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な資担に当たると判断した場合は、障がい者に丁寧にその理由を せつがいするものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には前述のとおり、 職員と障がい者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通 じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求め られる。

- ・事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか
- じつげんかのうせい ていど ぶつりてき ぎじゅつてきせいやく じんてき たいせいじょう せいやく・実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ひょう ふたん ていど・費用・負担の程度

りゅういじこう ごうりてきはいりょ れい 【留意事項④ 合理的配慮の例】

- (1) 合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例
 - ・ 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
 - ・配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の 位置を分かりやすく伝える。
 - ・目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする。

- ・障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を とびらふきん 扉付近にする。
- ・疲労を感じやすい障がい者から休憩の申し出があった際に、可能な範囲で ・変を確保したり、長椅子を準備したりするなど休憩できるよう配慮する。
- ・不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がい者に対し、職員が 書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- ・イベント会場において知的障がいのある子どもが発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子どもの特性やコミュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子のときは個室等に誘導する。
- (2) 合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例
 - ・筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
 - ・会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに配慮して使用する。
 - ・視覚障がいのある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに

- たいおう 対応できるよう電子データ(テキスト形式)の提供などに努める。
- ・意思疎通が不得意な障がい者に対し、写真や絵などを活用して分かりやす い情報提供を工夫する。
- ・書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい **これで、ではなって、これにより、おりですい。 記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった 配慮を行う。
- ・比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用 ・ いずに具体的に説明する。
- ・障がい者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- ・会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障がいのある委員や知的障がいを持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心掛けるなど、障がいの特性にあった配慮を行う。
- ・会議の進行に当たっては、職員等が委員の障がいの特性に合ったサポートを 行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(3)ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ・順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、
 「「はない」
 「はない」
 「はないい」
 「はないい」
 「はない」
 「はない」
 「はない」
 「はないい」
 「はないい」
 「はないい」
 「はないい」
 「はないい」
 「はないい」
- ・立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、 とうがいしょう 当該障がい者の順番が来るまで椅子等を用意する。
- ・スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- しゃりょうじょうこうばしょ しせっていりぐち ちか ばしょ もう・車両乗降場所を施設出入口に近い場所に設けるよう努める。
- ・敷地内の駐車場等において、障がい者の来庁が多数見込まれる場合、
- ・他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある 「はあい、とうがいよう がい者に説明の上、障がいの特性や施設の状況に応じて 別室等の確保に努める。
- いこうひょうまた みこうひょうじょうほう あつか かいぎとう じょうほうかんり かか たんぽ え ・ 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得ら ばんてい しょう いいん りかい えんじょ もの どうせき みと れることを前提に、障がいのある委員の理解を援助する者の同席を認める。
- でうりてきはいりょ ていきょうぎ むいはん がいとう かんが れい (4) 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例
 - ・試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要

な調整を行うことなく一律に対応を断ること。

- ・イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあった」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。
- ・電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう

 たいおうを求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による
 電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話
 リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。
- ・介助を必要とする障がい者から、講座の受講に当たり介助者の同席を求める もうして 申出があった場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとしてい ることを理由として、受講者である障がい者本人の個別事情や講座の実施 状況等を確認することなく、一律に介助者の同席を断ること。
- ・自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障がい者からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。
- (5) 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例
 - ・事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供

を断ること。(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点)

- ・抽選申込みとなっている講座への参加について、抽選申込みの手続を行う ことが困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断ること。(障害者でない者との比較においてとうとうの機会の提供を受けるためのものであることの観点)
- ・イベント当日に、視覚障害のある者から職員に対し、イベント会場内を付き添ってブースを回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がいないことから対応を断ること。(過重な資担(人的・体制上の制約)の
- ※留意事項①合理的配慮の基本的な考え方で示すように、合理的配慮は、 具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである。上記、 具体例は、留意事項③過重な負担の基本的な考え方で示すように、過重な 負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、 きませんでいる。また、これらはあくまでも例示であり、

だい じょう しょぞくちょう せきむ 第4条 所属長の責務

所属長は、前2条に掲げる事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進 するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1)日常の業務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、 はくいん ちゅうい かんき 職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めること。
- (2) 障がい者、その家族又はその他の関係者(以下、「障がい者等」という。)からいます。 またってきとりあつかいまた。 こうりてきはいりょから不当な差別的取扱い又は合理的配慮が欠けた対応に対する相談、苦情の申出等があった場合は、その状況を迅速に確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合は、職員に対し、合理的配慮の提供

 できまった。

 できまった。

 できまった。

 できまった。

 できまった。

所属長は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合は、迅速かつ できせつ たいしょ 適切に対処しなければならない。

だい じょう そうだんたいせい せいび 第5条 相談体制の整備

市は、職員による障がいを理由とする差別に関する障がい者等からの相談に的確 たいおう に対応するための相談窓口を保健福祉部社会福祉課に設置する。

相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる をよう しゅだん かのう はんい で用意して対応するものとする。

第6条 研修及び啓発

市は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な けんしゅうちょ けいはつ おごな 研修及び啓発を行うものとする。

新たに職員になった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消に関する ***
基本的な事項について理解させるために、新たに所属長となった職員に対しては障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために
けんしゅうとこった。